



しあわせ便り

第16号

しあわせ創研が「長島町の皆様だけ」に、しあわせをお届けします。

発行者：しあわせ創研(社会保険労務士事務所)
社会保険労務士 門元 隆臣
携帯電話：090-5249-4848

鹿児島県出水郡長島町蔵之元230番地 〒899-1301
Fax/Tel: 0996-88-5326
Mail: info@shiwase-ci.com
WebPage URL: http://shiwase-ci.com/



～ご相談はご連絡いただければ当方が伺います～

しあわせ便りは一人の社会保険労務士、門元隆臣の個人的見解を発信しているものであり、他の社労士諸氏にはまた別の考え方もある旨ご承知おきください。

◆気になるあれこれ「最低賃金、全国で最下位」

最低賃金は、よく言われる時給額とは異なり、賞与、祝い金などの一時金と精皆勤手当、通勤手当、家族手当及び所定外賃金を除いた、1時間当たりの労働に対する賃金の最低額として、地域(都道府県)及び産業別に定められているものです。

障害のある方や、職業訓練中の方など減額の特例はありますが、事業主は最低賃金以上の賃金を、労働者に支払う義務が課せられています。

仮に就業規則や労働契約書で、最低賃金未満の定めをしても無効となり、最低賃金以上の支払いが必要です。

2018年10月現在の鹿児島県の地域別最低賃金は761円(32位、下表参照)で全国で最下位です。31位との差は1円ですが、1位との差は224円もの差があります。

上位3位が突出しているとはいえ、1日8時間同じように働いたとき、東京都との賃金差が1,792円、1か月21日だと37,632円にもなり、生活費などに差があるとはいえ少くない額です。

もちろん、事業所が求人をする場合、最低賃金での募集では成果が見込めないため、最低賃金以上の額で募集しています。出水公共職業安定所発行の「求人情報いずみ(R1/7/10)」では時給換算で780円～1,000円程度(一般事務職)となっています。

2018年地域別最低賃金の下位5		2019年目安		2018年地域別最低賃金の上位5		2019年目安	
28位	766円	徳島県	+26 792円	1位	985円	東京都	+28 1,013円
29位	764円	島根県、愛媛県	+26 790円	2位	983円	神奈川県	+28 1,011円
30位	763円	山形県	+26 789円	3位	936円	大阪府	+28 964円
31位	762円	沖縄県、宮崎県、熊本県、他11県	+26 788円	4位	898円	埼玉県、愛知県	+28 926円
32位	761円	鹿児島県	+26 787円	5位	895円	千葉県	+28 923円

先の参議院議員選挙では、各党とも最低賃金を全国平均1,000円以上への引き上げを掲げたり、全国一律の額にする案などが争点になりました。しかし、最低賃金はただ高ければ良いというものでもなく、企業の経営に直結するので、その地域と労働者にとって適正な賃金額があると思われます。

現在の全国最低賃金平均は874円ですが、2019年10月の改定では3%上昇で900円を超えることが見込まれていますが、鹿児島県は787円が目安とされ、依然最下位でその差はまだ縮まりそうにありません。それを埋めるには、今以上に付加価値を生み出す企業活動の創出が必要であろうと考えられます。

What's? 社労士 社労士の具体的な業務 8 「経営支援」

社労士は人事など根幹部分のアドバイスを行います。その際、会社を第三者として客観的に見ます。

ゆえに、社内では気づかない経営改善や新製品のアイデアを発見します。また、インターネット・SNSなどを駆使した販売促進の可能性を提案します。

9月の総務課ダイアリー

・9月10日…源泉所得税及び市町村民税の納付期限

4コマまんが
行け、しあわせさん!!
Vol.16 夏は怖いぞ!!

